

みんなの想いをかたちに

北九州市景観づくりマスタープラン

(改定素案)

【概要版】

北九州市では、昭和 60 年に北九州市都市景観条例を施行し、建築行為等の届出協議による景観誘導など都市景観の向上に取り組んできました。

平成 20 年には、景観法制定を受け、本市の景観形成の指針となる北九州市景観づくりマスタープラン、景観法に基づく北九州市景観計画を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取組を進め、一定の成果をあげてきました。

今般、景観づくりマスタープランは目標年次の平成 30 年を迎えることから、集約型都市構造への転換や観光まちづくりの推進など、現状の課題等に的確に対応していくため改定を行います。

基本的事項

目的

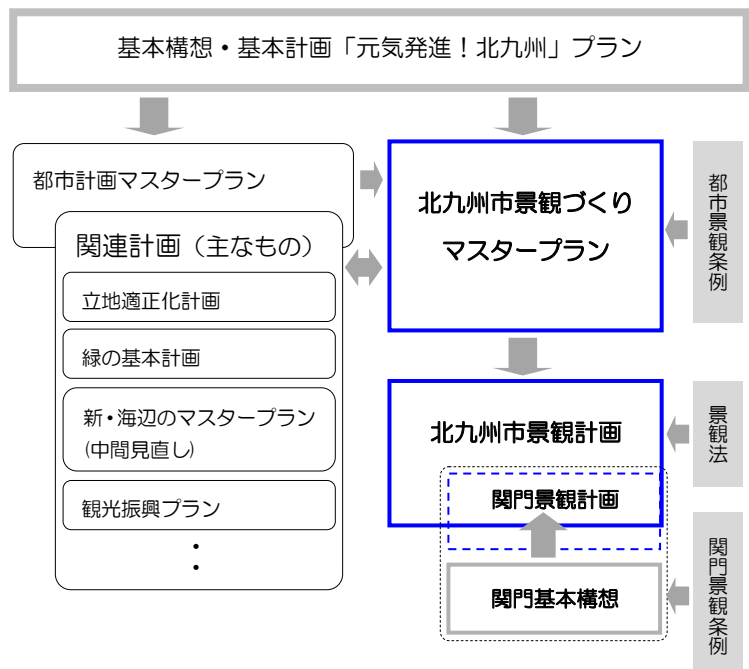
北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市が目指す都市の将来像やまちづくりの方向性を踏まえた景観づくりの理念・目的や基本方針、行動指針を示し、市民・事業者・行政が協働して取り組む、地域の個性を活かした都市景観の形成の基本指針となるものです。

目標年次

目標年次は平成 40 年(2028 年)とします。

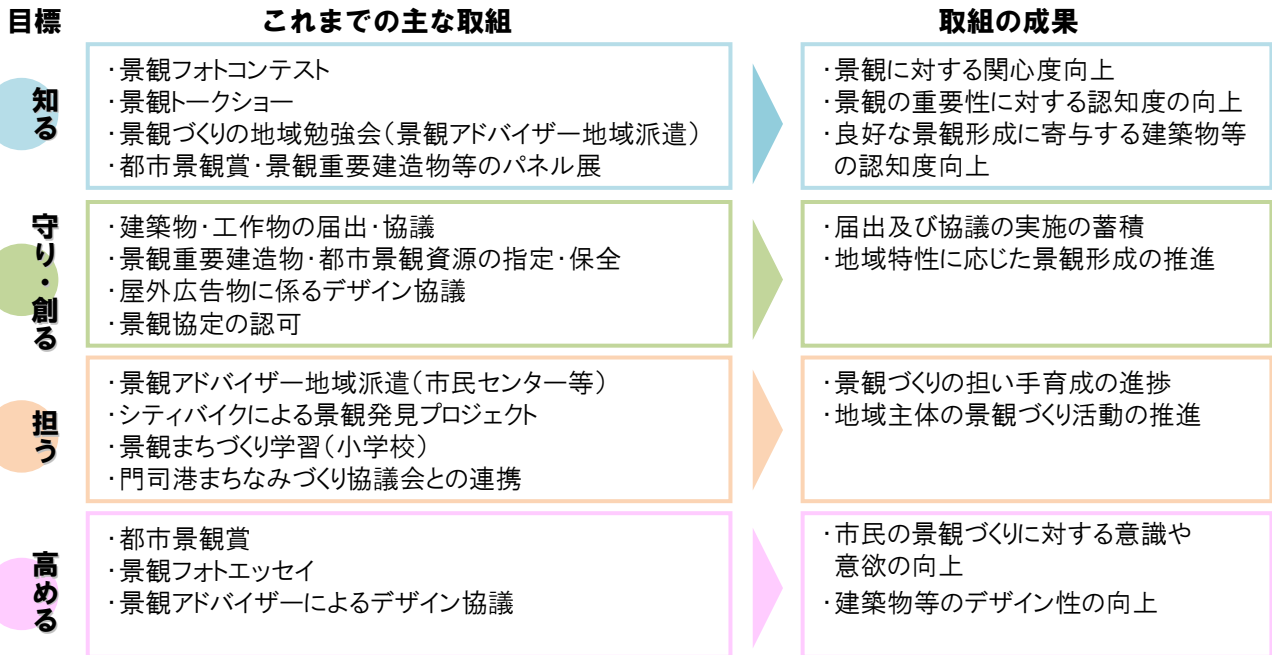
なお、社会情勢や市民意識の変化、まちづくりの進展などを踏まえ、必要に応じ見直していきます。

位置付け



これまでの取組

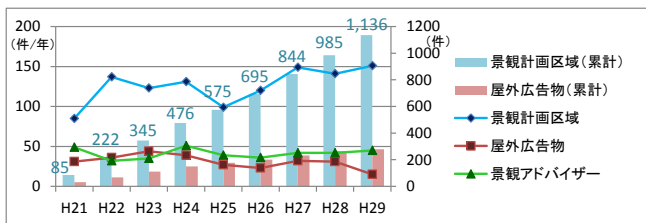
これまでの景観づくりマスタープラン(平成20年7月策定)では4つの目標「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」を掲げ、良好な景観の形成を目指し、様々な取組を行ってきました。



Point

■景観法に基づく届出等の実績

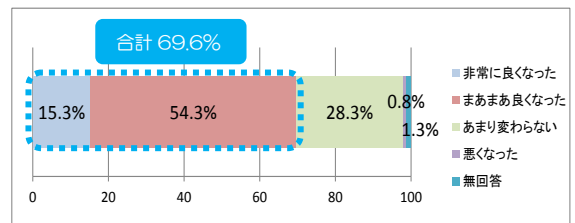
- 景観法に基づく届出:平均126件/年、累計1,136件
- 屋外広告物の事前協議:平均31件/年、累計278件
- 景観アドバイザー協議:平均41件/年、累計1,368件



■市民の景観形成に対する認識

- 約7割が良くなったと認識している

問)北九州市では、魅力ある景観づくりを進めていますが、あなたは、以前に比べて北九州市の景観が良くなったと思いますか。



行政評価に係る市民アンケート調査結果報告書(H30.8)

Point

見直しの視点

■景観施策を取り巻く社会状況の変化

景観づくりマスタープランの策定(平成20年度)の後、景観施策を取り巻く社会状況等が変化してきています。

社会状況の変化

- ・集約型都市構造への転換
- ・土地利用の変化
- ・観光まちづくりにおける景観ニーズの高まり

これまでの取組の課題

- ・景観資源の認識・共有の不足
- ・公共空間における良好な景観形成の強化
- ・景観づくりに関わる主体の不足
- ・地域が主体となる景観づくり促進

■見直しの視点

社会状況の変化とこれまでの取組の課題を踏まえ、景観づくりの継続的な進展を図るため、次の視点で景観づくりマスタープランを見直します。

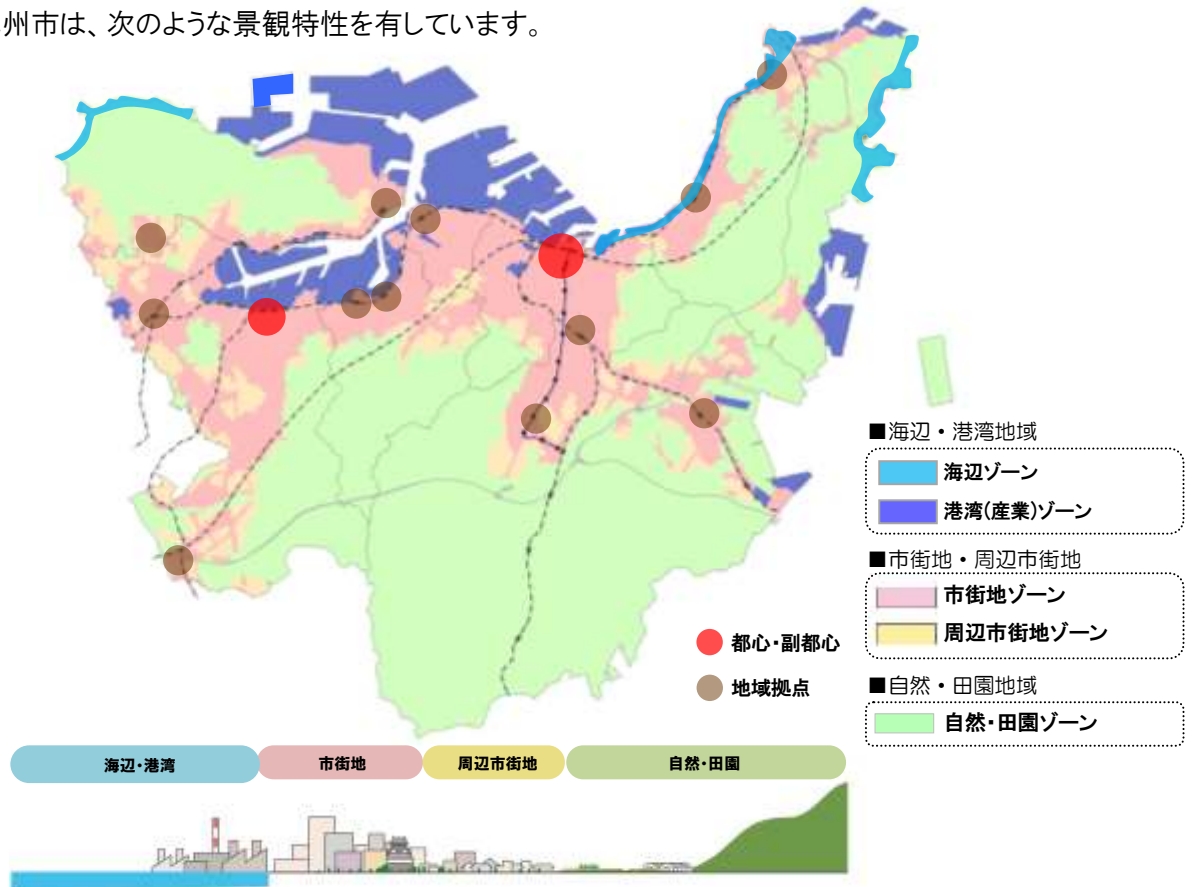
見直しの視点

- ・コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり
- ・地域特性を活かした魅力ある景観づくり
- ・シビックプライドの醸成に繋がる景観づくり
- ・おもてなしの視点をもった景観づくり

北九州市の景観特性

北九州市の景観特性

北九州市は、次のような景観特性を有しています。



■海辺・港湾地域

海辺ゾーン

全国有数の長さを有し多様な顔を持つ水際景観が形成されています。特に関門地域はまちと海が一体となったダイナミックな景観を有しています。



港湾(産業)ゾーン

大規模な工場・倉庫などが建ち並び躍動するものづくり都市を象徴する産業景観が形成されています。



■市街地・周辺市街地地域

市街地ゾーン

業務施設や生活便利施設が集積し、社会活動や日常生活などまちの活力が感じられる都市景観が形成されています。



周辺市街地ゾーン

低層住宅を中心とした住宅地の景観が形成されています。また、幹線道路沿道では、郊外型店舗等による沿道景観が形成されています。



■自然・田園地域

自然・田園ゾーン

北九州市の大部分は山地が占めており、緑豊かで起伏に富んだ山並み景観を形成しています。

また、山林や河川などと一体となった、のどかな田園風景が形成されているとともに、市街地に隣接する山並みは、市街地景観の背景として潤いを与えています。



■拠点

都心・副都心

中高層の建築物や高次の都市機能が集積し、北九州市の顔となる象徴的な都市景観を形成しています。



地域拠点

都市機能が集積し、地域の顔となる都市景観を形成しています。宿場町の面影が残る街並み、近代の産業遺産、文化施設等が景観要素になっています。



理念と目標

景観づくりの理念

歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指して

景観づくりの目標

Point

景観づくりの理念を踏まえ、5つの目標を定めます。

目標1：地域特性を活かした風格のある景観づくり

地域のまちなみや土地利用の状況を読み解き、地域の個性が光る風格ある景観づくりを目指します。

目標2：歴史と文化を継承する趣のある景観づくり

継承してきた歴史や文化は、長く人々が慣れ親しんできた魅力的な景観を構成する要素であり、これらの歴史や文化を感じられる趣ある景観づくりを目指します。

目標3：ものづくりの躍動感とまちの活力あふれる景観づくり

北九州市の発展を支えてきた臨海部に広がる工場・港湾施設等の集積による躍動感と、人々が暮らすまちの活力が感じられる景観づくりを目指します。

目標4：身近に水辺と緑を感じる景観づくり

海と山の豊かな自然が市街地に近接している特徴を活かし、大都市でありながら身近に水辺や緑のうらおいを感じることができる景観づくりを目指します。

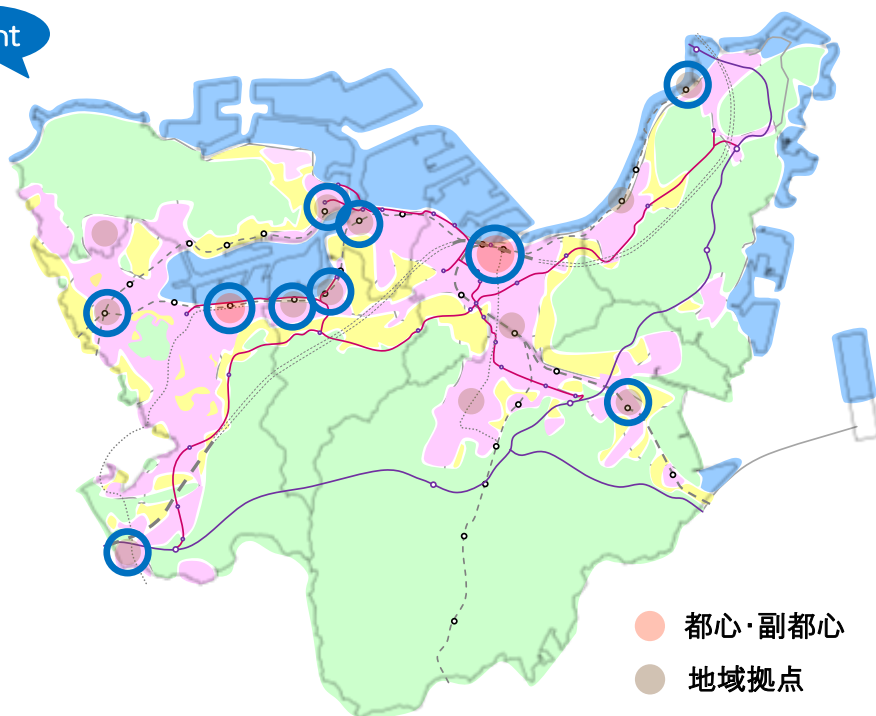
目標5：暮らす人、訪れる人に魅力ある景観づくり

そこで暮らす人の居心地の良い景観づくりと、観光都市として人が集まり訪れたい景観づくりを目指します。

景観形成（都市景観像）の基本方針

本市の景観特性を踏まえ、ゾーンごとに景観形成の方針を定めます。

Point



臨海部ゾーン

工場、港湾施設等の産業景観を活かし、躍動感ある臨海部の景観形成を図る

街なかゾーン

地域の景観資源を活かし、まちの活力が感じられる賑わいのある景観形成を図る

周辺市街地ゾーン

ゆとりある住環境を保全し、居心地の良い景観形成を図る

自然・田園ゾーン

市街地の背景に広がる緑豊かな山並みの自然景観や人と自然が共生する田園景観を保全する

● 都心・副都心

● 地域拠点

○ 景観形成拠点

都市・地域の顔づくりとして、重点的に地域特性を踏まえた良好な景観形成を図る

景観づくりの行動指針

基本姿勢

景観づくりの具体的な取組に向けて、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めます。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 知る | 市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る |
| 守り・創る | 地域特性に根差した景観を守り・創る |
| 担う | 地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う |
| 高める | 景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める |

行動指針

■「知る」

- ①身近な景観の大切さを発見し、認識します。
- ②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。
- ③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信・共有します。

■「守り・創る」

- ①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。
- ②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。
- ③豊かな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。
- ④公共空間における良好な景観形成を促進します。

■「担う」

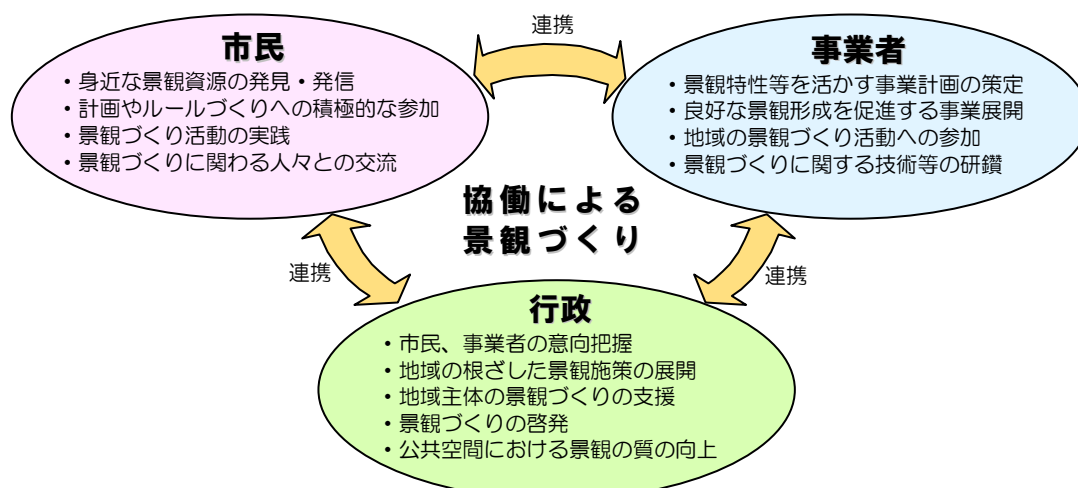
- ①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。
- ②多様な主体が、景観づくりの担い手となり活動します。
- ③多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支え合います。

■「高める」

- ①多様なニーズに応じた景観学習の充実を図ります。
- ②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。
- ③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。
- ④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。

市民・事業者・行政の役割

北九州市では個性的で魅力的なまちづくりに向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明らかにし、協働による景観づくりをさらに推進します。



景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

継続する取組

新たな取組

届出・協議 による 景観誘導	建築物・工作物の景観誘導 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○景観法に基づく届出 ○景観に関する諸制度の活用 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">○届出対象の見直し <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">○景観形成基準の見直し ⇒ 景観計画の見直し	Point
	屋外広告物の景観誘導 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の事前協議 ○車両ラッピング、バス停広告のデザイン協議 	
	緑地・自然景観の保全 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園・風致地区の指定等による保全 	
	景観アドバイザー制度の活用 高める <ul style="list-style-type: none"> ○景観アドバイザーによる助言・指導 	
景観資源の 保全・活用	景観資源の保全 知る 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物及び都市景観資源の指定 ○助成制度による保全支援（景観重要建造物、まちなみ保存建造物） ○景観上重要な樹木の保全 	Point
	景観資源の活用 知る 高める <ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観形成の推進 ○地域活性化に寄与する景観資源の活用（地域ブランドづくり） ○景観資源の持続的な保全・活用に向けた仕組みの検討 	
景観づくり の 普及啓発	優れた景観の表彰・周知 知る 高める <ul style="list-style-type: none"> ○表彰制度等の実施 ○景観をテーマとしたイベント等の実施 <li style="background-color: #FFCDD2; padding: 2px;">○SNS等による情報発信と共有 	Point
	地域の優れた景観の普及 知る 担う <ul style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #FFCDD2; padding: 2px;">○地域の優れた景観資源の発掘・発信 	
	子どもの景観教育 知る 担う <ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象とした「景観まちづくり学習」の開催 	
市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	多様な担い手の育成と場づくり 知る 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○担い手育成プログラムの企画実践 <li style="background-color: #FFCDD2; padding: 2px;">○景観づくりに意欲ある多様な人材の発掘・育成 	Point
	景観づくり主体との連携 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○地域のまちづくり団体との連携 ○大学生との協働による景観イベント等の企画実践 <li style="background-color: #FFCDD2; padding: 2px;">○事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進 	
	地域のルールづくりの促進 守り・創る 担う <ul style="list-style-type: none"> ○景観協定等の締結に向けた支援 <li style="background-color: #FFCDD2; padding: 2px;">○地域の景観ガイドラインの作成支援 	
	地域の取組に対する技術支援 守り・創る 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観づくりに関する課題の解決に向けた技術支援 	

北九州市 建築都市局総務部 都市景観課 tel : 093-582-2595

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
 fax : 093-582-2503 mail : toshi-keikan@city.kitakyushu.lg.jp